

◎リンクはPCから開けます（スマホやタブレットでは開けない場合があります）

福島県最低賃金が改定されました

効力発生日 **令和4年10月6日**

時間額 **858円**

賃金の見直しをお願いします！

業務改善助成金をご活用ください

検索

いわき労働基準協会

◎ 印刷・配布・転載は自由です

署長室よりいわきAliosを望む（R04年10月撮影）

いわき労働基準監督署長から

労働災害の増加傾向が続いています。

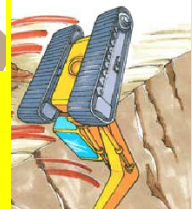
特に最近、建設業において墜落や建設機械など、いわゆる「三大災害」といわれる災害が発生しています。また、商業や介護施設などの第三次産業においては転倒災害が依然として多く、これにより骨折や神経損傷など重篤なケガをされる労働者が多数おられます。



これらの状況を受け、当署では建設現場に対する巡回指導の強化、商業事業者に対する「安全管理研修会」の開催などを展開してまいります。また、「署長パトロール」についても、建設現場の墜落防止と重機の安全使用、商業店舗のバックヤードにおける転倒防止を主な重点として、継続して実施してまいります。

速報 車両系建設機械の転落事故発生

河川工事でドラグショベルが路肩から転落



いわき市内の河川工事において、河岸においてドラグ・ショベルを使用して、作業箇所を掘削しようとして河川に近づいたところ、クローラーが路肩を越え、機体バランスを崩して河川方向に転落した。

イメージ図
（職場のあんぜん
サイトから引用）

機体は斜面上で停止し河川内には転落せず、運転手はシートベルトを着装していたため軽傷だった。

路肩については沈下防止のための補強等を行われておらず、誘導者はいたものの、転落防止のための誘導は行われなかった。

車両系建設機械を使用する作業では、路肩の崩壊や不動沈下の防止、幅員保持など機械の転倒や転落を防止する措置を講じ、危険なときは誘導者を配置しなければなりません（安衛則第157条）。作業中は何が起きるかわかりません。必ず保護帽、シートベルトなど安全装備を着装しましょう。

シリーズ法令改正の解説・第9回化学物質規制（R6.4.1施行予定分）

化学物質について労働安全衛生法改正が行われ、令和5年4月1日から令和6年4月1日にかけて順次施行されます。令和6年4月1日に施行される規制について説明します。

令和6年施行の規制は、新規義務付けとなる事項が多く、注意が必要です！

令和6年4月1日施行予定の法規制のポイント（その7）

○「雇い入れ時等教育」における化学物質の安全衛生教育が必須に

【解説】（参考資料・・・厚生労働省HP「労働安全衛生法の新たな化学物質規制」）

危険性・有害性のある化学物質を製造し、または取り扱う**全ての事業場**では、雇い入れ時等教育において、化学物質の安全衛生に関する必要な教育を必ず行わなければならない（これまで一部業種で認められていた教育項目の省略に関する規定が廃止されました）。